

第Ⅵ章 地域共生社会を目指す地域づくりと社会福祉法人の役割

厚生労働省

STOP!
感染拡大
COVID-19

重層的支援体制における支援と 社会福祉法人に期待する役割 ～社会福祉連携推進法人制度の活用を通じて～

令和3年8月26日
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課長
宇野 慎晃

<目次>

- 重層的支援体制整備事業とは？
- 重層的支援体制整備事業における社会福祉法人の役割
- 社会福祉連携推進法人制度における重層的支援体制整備事業の拡充の可能性

1

1. 重層的支援体制整備事業とは？

2

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環
～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

◇居場所づくり
◇社会とのつながり
◇多様性を尊重し包摂する地域文化

◇生きがいづくり
◇安心感ある暮らし
◇健康づくり、介護予防
◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

◇社会経済の担い手輩出
◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環
～地域社会の持続的発展の実現～

◇就労や社会参加の場や機会の提供
◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

農林 環境 産業 交通

3

日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保障、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケアといわれる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと比べると、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実現において対応に苦慮している。

＜共同体機能の脆弱化＞

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
- 血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基盤となってきた「共同体」の機能の脆弱化

＜人口減による担い手の不足＞

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生じている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生み出されている例がみられる

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みが見られる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」という関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

4

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)

平成28年6月 「ニッポン一億生活プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる

7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月 地域強化検討会(地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置

12月 地域強化検討会 中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)

平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月 地域強化検討会 最終とりまとめ

12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月 改正社会福祉法の施行

令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置

7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ

令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出

6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

5

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努めることを規定。
- (※) 包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目処として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることを規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が行事を実施している。

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
- ＜最終とりまとめで示された方向性＞
 - 本人、世帯が有する複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適宜に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - I 隔らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援

(※) 一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)
世帯全体が地域から孤立している状態(こもり高齢者など)

6

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う。新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】
① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助事業に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び介護福祉法等の一部を改正する法律】
① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
② 介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組み社会福祉法人やNPO法人等を社として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、③及び⑤は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、③及び④は公布日)

7

包括的な相談支援の事例

家族構成

【夫】
無職、
50歳、
障害あり
【妻】
専業主婦、
47歳、
障害あり

【本人】
B型A性/女性/45歳

【兄弟】
男2人
【姉妹】
女1人

【家族構成】
夫47歳、息子22歳、
娘14歳

支援のきっかけ

● 娘（14歳）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母（本人）に連絡。
 ● 担任教諭が母（本人）と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校状態であることが心配している。また、夫と息子のことに悩んでいる」とのこと。
 ● 話を聞いた担任教諭は、母（本人）の抱えていることと多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

＜支援開始＞

- 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が本人や娘、息子と時間をかけたアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。

＜家族が抱える多様な課題を時間ごとに解決していく＞

● 最初の面談では、課題が複合的であったため、本人自身も悩んでいた。その際、連携担当職員が本人の心の垣根に気づき添いながら、相談を介して家族の抱える課題を丁寧に整理し、下記のような多様な課題が明らかになる。

【本人】 家族を支えたいという気持ちを持ち、夫や不登校が原因という。各種相談があるものの、家族の状況は把握できていない。療育施設に通っているが、受容のあり方を理解できず、不安が強い。なかなか親類、いざづきに通う気配が出ていない。

【妻】 高校を卒業後、短期間に何度も結婚を繰り返し現在専業主婦として暮らしている。障害者のいる、障害のある子どもの存在が周囲からからかわれて、現在自暴自棄状態。生活のやりとりが難しい。仕事もできない。家族に支えられ自立、自立した生活が実現できず、泣いて寝込んでしまうことが多い。両親が離婚してからは、母親から虐待を受けている。両親が離婚してからは、両親の一人から疎まれ一人暮らし。

【娘（女）の両親側】 娘の素行が原因で、娘の学校を休ませている。両親が離婚してからは、両親の一人から疎まれ一人暮らし。

＜多機関との連携による支援＞

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校、行政、ローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図ながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- 本人や家族に寄り添いが丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の構造的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てることができるようになった。
- 構造的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

※子ども世帯の支援事例の一部を一部を削って、事例を作成

16

家族構成

- 【本人】障害者の疑い
- 他人 ○心身両方35歳以上
- △配偶者 △生活費、教育費
- 兄弟 ●中絶、うつ病、薬を出を繰り返している
- 本人 ■専任

支援のきっかけ

- 本人（35歳）は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のような悩みがあるとのこと。新しい事業の相談窓口を訪れた。
- 娘（18歳）は、高校を退学し家出を繰り返している。
- △ 妻（33歳）は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している

課題の整理

<課題の整理>

- 高校を中途止し、両親との喧嘩が増え、家を出る予定していた
- 障害の疑いが強いが、仕事をしても続かず、落ち込んでいる
- 娘との関係性が悪化している
- 単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できている
- 娘を強く責めている。口を利かなくなっている。

支援の実施

参加支援を行う法人は、多機関連携の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状況に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や支援員に働きかけるなど、コーディネートを実施した。

<娘>

- 両親との喧嘩が絶えないため、一定距離の置る必要があることから、娘の両親と、多機関連携の中核を担う支援員とも情報共有をしなが、娘のウェルビーイングや学校生活の様子を確認する。その中で地域で安心して暮らせる民間の施設へと見つかった。そのシナリオに打診し、一時受け入れられることとなった。

<妻>

- 妻は労務意識が高かったが、その段階段々と就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度での短期間のみ就労支援事業に参加しようになる。
- 同時に、参加支援を行う法人は、妻に合った職場を見つけたため、地域の中小企業を通じて同様に企業が働きやすくなる企業調査を行う。その中で受入を受け入れる企業が見つかり、就職活動が実現する。

地域づくりの事例

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の設置が高まる。例えば、地域食堂やコミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない場や場所を常設型で設置するとともに、当該場所を拠点として市町村全域で地域づくりを応援する活動を行うコーディネーターを配置することも可能となる。

常設型の場での取組み例

- 多岐に立ち寄り、たいくつできる場所として、コミュニティが多様な人々の居場所となる。
- 青年者や就労経験のない若者等の居場所となる。
- コミュニティがグループベースでの活動の担い手としてアピエーションになる。
- グループベース、子育て支援(事業系)、ボランティア団体による学習活動が開始し、時間で行われることにより、小学生と幼児の両方が一線にのびるようになる。
- グループベースを活動の空き時間・地域・個人・個人アウトプットなど、多様な活動を実現。
- コミュニティへの参加者、スーパを利用する若人グループや社会、サカエ活動の参加者など、コーディネーター、活動主の両方の存在が、学びが促進される地域でのメカニクが広がる。

＜コーディネーターによる取組み＞

- コミュニティに人々をとり、活動の参加者のための会合から、課題ややりたいことと発見し、新たな地域活動の創出に繋がる。
- コーディネーターが参加者となることにより、人材育成しながらチームで活動でき、地域の行事や集まり、地域社会へより積極的な参加が可能になる。市民生活(市民生活委員会、市民生活会等)を通じて、地域活動にかかわる主体的な、いきづくり、場づくりとなる。
- 地域のボランティア団体や地域生活、福祉施設運営など専門機関、地元商店街の地域福祉座となるを支援し、地域で気になる人や地域生活課題の「情報」を把握する。
- 多様な担い手による地域での活動への参加や実施を支援して、コミュニティがグループベースでの学習活動の場を、また別の協議会・市民生活が計画ボランティア団体の活動場所として、福祉施設や地域生活利用をを介して地区と地域間、商店街の活動の場を時間と活用して子ども食堂を開発

場の確保

- 常設の場として、コミュニティカフェと、事業や活動の場にも使用するリーススペースを設置
- 創削イメージ

コミュニティ
カフェ

支援側へ交付
リース
スペース

- 精神保健福祉士1名が常駐。
(5日勤務/週4時間/地域活動センター職室を兼用)
- 子育て経験のあるスタッフ2名が常駐
- 座席用のスタッフ兼コーディネーターとして2名を配置
(5日勤務)
- 法人事務局2名がコーディネーターを兼務
(5日勤務)

コーディネーターの役割

※ 図に示されている事例が事例に参考となる事例です。創削イメージはあくまでもイメージです。

常設型の場での設置とともに、各組織ごとにも確保している活動場所が確保できるとともに、コーディネーターによる地域活動の取組が強化されることを通じて、原発の地域活動が強化されることにより、多様な活動の場にも生まれやすくなる。

令和2年度予算と、令和3年度予算の比較(イメージ)

- 令和3年度に重層的支援体制整備事業を新設。モデル事業は令和2年度で廃止。
- 令和3年度は、新たな3機能（多機能関係機関、アワードリ予等を通じた統括的支援、参加支援）に必要な予算を計上。あわせて、重層的支援体制整備事業に移行するための準備等に必要予算を計上している。

令和2年度

モデル事業

【施設内導入】

- 地域の様々な民間の受け止め、地域づくり
- 多機能の施設による包括的支援体制構築事業
- 移動支援
- 包括的支援体制への移行に係る調査事業

社会福祉法改正 （案）

重層的支援体制 整備事業 （法に基づく事業）

重層的支援体制 整備事業への 移行準備事業

重層的支援体制構築 に向けた都道府県 後方支援事業

令和3年度

【施設内導入】 新たな3機能にかかる事業を新規提案

- 多機能関係機関支援（新規提案）
- アワードリ予等による統括的支援事業（新規提案）
- 参加支援（新規提案）
- 移動支援（既存事業）
- 介護、子育て、子育て、生活協同組合支援
- 介護、子育て、生活協同組合支援（うち）

※モデル事業に既存を含む「アワードリ予等」で対応
※モデル事業2は「多機能関係機関」

※モデル事業3は「参加支援事業」で対応

【施設内導入】

- 多機能の施設による包括的支援体制構築事業
- 地域づくり・アワードリ予等を通じた統括的支援の構築
- 移動支援
- 包括的支援体制整備事業への移行に向けた準備

【施設内導入】

- 市町村による連携促進のための支援（市町村の役割分担機能強化のための支援など）
- 関係機関との連携・ネットワーク構築支援（情報共有の場づくり）
- 事業の推進、広報、新事業への移行支援等を行うための人材育成
- 関係機関との連携、新事業への移行支援等を行うための人材育成
- 関係機関との連携、新事業への移行支援等を行うための人材育成

- 法改正により重層的支援体制整備事業を新設。包括的支援体制構築事業に向けた移行施設の建設を進めてきたモデル事業は令和2年度で廃止。
- 令和3年度は新たに重層的支援体制整備事業への移行促進を主とするための事業予算を新設。

19

北海道	七飯町 妹背牛町 鷹栖町 津別町 遠野市 矢野町	伊勢市 名張市 鳥羽市 伊賀市 御浜町 長浜市
岩手県	大館市 川越市 鳩山町	守山市 米原市 豊中市
秋田県	松戸市 市原市	大阪狭山市 和歌山県 鳥取県
埼玉県	世田谷区 八王子市	北栄町 松江市
千葉県	逗子市 米見市 小松市	大田市 美郷町 甘日市市
東京都	坂井市 飯田市 岡崎市	愛媛県 宇和島市 久留米市
神奈川県	豊田市 東海市 大府市	福岡県 大分県
新潟県	長久手市	津久見市

※42自治体
20

[illegible]

2. 重層的支援体制整備事業における 社会福祉法人の役割

重層的支援体制整備事業における社会福祉法人に期待される役割について

- 社会福祉法人においては、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域関係者とのネットワーク等を活かしながら、社会福祉サービスの実施や「地域における公益的な取組」の実現等を促進し、「地域において主体的な役割を果していることが期待されている。
- 重層的支援体制整備事業では、
 - ・各事業につき、市町村からの委託を受け、本人や世帯の属性を問わない支援等を実施することや、
 - ・委託を受けない場合であっても、同事業を実施する機関とともに他の支援関係機関との連携、「地域における公益的な取組」の実施による参加支援の提供、地域の福祉ニーズを踏まえた新たな社会資源を創出することが期待される。

重層的支援体制整備事業の各事業について市町村から委託を受ける場合

- 専門性やノウハウを活かし、以下のような得意分野の社会的資力の活用：法人の事業内容等も勘案し、受託先となる役割
- 地域におけるネットワークを活性化し、他の事業者や団体、民間企業などとの協働による課題の確保し、実施体制の充実に従ふこと
- 互恵的協働の実現：支え合い協働の場づくりに参画し、支援関係機関間の連絡を図ること
- 重層的支援事業実施計画の議論の場へ積極的に参画し、体制構築への主体性に「取組むこと」

**例）介護、障がい、こども子育て、生活困窮等の
金銭が利用できない寄り合いの場（ふらっとつづき）
を設置し、実支連者と地域とのつながり形成を
するとともに、当初アシスタントとして派遣者を置く 等**

```
graph TD
    A[コミュニティ基盤型支援策の推進] --> B[包括的課題把握と提案]
    B --> C[多岐分野での参画]
    C --> D[障害児・高齢者の支援]
    C --> E[子ども・家族の支援]
    C --> F[生活困窮者の支援]
    D --> G["グループ活動の場づくり  
（ふらっとつづき）等"]
    E --> H["児童相談所等との連携  
（こどもサポートセンター）等"]
    F --> I["生活困窮者に対する支援  
（生活困窮者自立支援センター）等"]
```

例）指定支援事業者である法人の役割は、地域の現場で問題の顕在化を察知し、身体障がい者などの生活困窮者や生活困難者とともに、生活困難者の生活改善や子どもの食育の空き時間を利用してサービスを提供することにも、当初アシスタントとして派遣者を置く 等

```
graph LR
    A[地域レベルでの問題の顕在化] --> B[現場での積極的参画]
    B --> C["身体障がい者などの生活困窮者や生活困難者  
とともに、生活困難者の生活改善等"]
    B --> D["子どもの食育の空き時間を利用してサービスを提供  
することにも、当初アシスタントとして派遣者を置く 等"]
```

23

重層的支援体制整備事業における社会福祉法人に期待される役割について

市町村から委託を受けていない場合…重層的支援体制事業の各事業と下記のような積極的な連携を図る役割

- ① 支援が必要と思われる方を発見した場合、アウリーチ支援事業者と連携。
例) 市内の引きこもり支援や高齢者福祉を行う社会福祉法人が関係している事業者の共有や情報の連携を行うとともに、訪問時に互いの役割等を通じてアウリーチを共同実施して実施する。
- ② 重層的支援会議、支援会議への積極的な参加、複合化・複合化した個別の支援ニーズ等を把握した場合、包括的相対支援事業者や多機能型支援事業等につなぐ。
例) 包括的相対支援事業者が関係するネットワーク会議に参加し、社会福祉法人の事業を行う中で把握した利用者の課題の共有を行う。
- ③ 法人の既存の支援プログラムでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を有する方について、参加支援事業者と相談し、社会資源の共有や支援メニューの構築を図る。
例) 設立している子育て支援の支援のためつなぐことができる場を創出する。保育園(社会福祉法人)の運営スペースを確保し、保育園の支援メニューについて参加支援事業者と連携する。

☆地域における公益的な取組の促進
○「地域における公益的な取組」は、市町村における包括的な支援体制の構築と近い観点からも重要な課題。特に参加支援事業者や地域づくり事業において大きな役割を果たすことが可能。
→ 新たな「地域における公益的な取組」の創出に努めるとともに、これらの取組と重層的支援体制整備事業との間で積極的に連携を図る。

社会福祉法等の一部を改正する法律

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため。
・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しに関する措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
 - 議決機関としての評議員会を必要 (小規模法人については評議員会を必要としない。一定規模以上の法人への会計監理人の導入等)
 - 財務規律、施設整備計画、役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等
- (2) 事業運営の透明性の向上
 - 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
 - 「社会福祉充実経路 (再投資財産額)」 (純資産の額から事業の継続に必要な財産額 (※) を控除等した額) の明確化 (※) 事業に活用する土地、建物等 ② 建物の建設、修繕に要する資金 ③ 必要な運転資金 ④ 基本金及び国庫補助等特別積立金
 - 「社会福祉充実経路」を保有する法人に対して、社会福祉充実経路又は公益事業の新規実施、拡充に係る計画の作成を義務付け等
- (3) 地域における公益的な取組を実施する義務
 - 社会福祉施設職員等退職手当共済制度を適用する法人に当たっては、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを義務として規定
- (4) 行政の関与の在り方
 - 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

- (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大
 - 福祉人材確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大 (社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加)
- (2) 福祉人材に対する機能強化
 - 雇用の促進、キャリアアップの支援強化等
- (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる賃金の向上等
 - 平成29年度から養成施設卒業生に奨励金を付し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等
- (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
 - 退職手当の支給率を長期加入者に配慮したものに見直し
 - 被扶養職員の選定し、前被扶養職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
 - 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

(施行期日) 平成29年4月1日 (1)(2)と(3)の一部、(4)(5)の一部、2(1)(4)は平成28年4月1日、2(3)は公布の日 (平成28年3月31日)

社会福祉法人制度改革 (平成28年改正社会福祉法) の実施状況

項目	平成28年改正社会福祉法の措置内容	措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○ 議決機関としての評議員会を必要 (※事業の類型・規模や役員報酬の決定など重要事項を決議 (小規模法人については評議員会を必要としない) 経路を決定する) ○ 役員・理事等、評議員会の職責、責任に係る規定の整備 ○ 取締役等特別株主の理事等への選任の制限に係る規定の整備	- 経路適用対象の374法人のうち、定期総会済みの法人数 56.6% ※経路適用対象は令和2年12月1日現在 (※経路適用対象は令和2年12月1日現在) - R3より継続適用による役員報酬標準額適用
2. 事業運営の透明性の向上	○ 財政規律、施設整備計画 (役員報酬額、役員等関係者との取引内容を含む)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備等 ○ 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止等	- 収益30億円/負債の総額の法人全てに設置 (※30億円 (令和2年4月1日現在) 期間経過後適用) - H29より財務諸表等電子開示システムを導入 - 財務諸表等電子開示システムによる公表率 99.4% (※30億円 (令和2年4月1日現在) 期間経過後適用)
3. 財務規律の強化	○ 再投資可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉充実経路又は公益事業の新規実施、拡充に係る計画の作成を義務付け	- 社会福祉充実経路又は公益事業の法人は全体の95% (※2,001法人 (令和2年12月1日現在) 経路適用対象は令和2年12月1日現在) - 地域における公益的な取組の実施に関する報告書等の記載率 83.8% (※1,000法人 (令和2年12月1日現在) 経路適用対象は令和2年12月1日現在)
4. 地域における公益的な取組を促進する義務	○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を要する者に対する無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する義務として規定	- H29に指導監督ガイドラインを策定・公表 - 報告件数 24件 公表件数 2件 (※1,000法人 (令和2年12月1日現在) 経路適用対象は令和2年12月1日現在) - H29より財務諸表等電子開示システムを導入 - H29より、財務諸表等電子開示システムによる公表率 99.4% (※30億円 (令和2年4月1日現在) 期間経過後適用)
5. 行政の関与の在り方	○ 都道府県による財政規律等の調査・活用、国による全国的なデータベースの整備	- H29に指導監督ガイドラインを策定・公表 - 報告件数 24件 公表件数 2件 (※1,000法人 (令和2年12月1日現在) 経路適用対象は令和2年12月1日現在) - H29より財務諸表等電子開示システムを導入 - H29より、財務諸表等電子開示システムによる公表率 99.4% (※30億円 (令和2年4月1日現在) 期間経過後適用)

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る義務について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する義務規定が創設された。

(参考) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) (抄) 第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

【社会福祉法人】
① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること
② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること
③ 無料又は低額な料金で提供されること

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献
→ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」の実践事例

○ 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取組ることが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

コロナ禍における食料の提供支援

○ コロナ禍において地域の小さな子どもがいる家庭や高齢者の食料困窮のため、食料支援のお弁当を販売。(東京都内の事例)

【ポイント】
新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元々実施していた地域交流カフェ休業、代替として、若い世代による長時間の外出や食料不足の解消を目的として、食料支援のお弁当を販売。

認知症改善の実施

○ 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の家族の改善のためのノウハウを伝達。(札幌市内の事例)

【ポイント】
認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の家族の改善のためのノウハウを伝達する機会を創出するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

福祉法人の連携による生活困窮者の自立支援

○ 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援を実施。(大阪府内の事例)

【ポイント】
複数の法人が拠出する資金を要費として、緊急的な支援が必要となる生活困窮者に対し、CSWによる相談支援、支料等の現物給付を併せて実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

○ 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンでの講座等を実施。(石川県内の事例)

【ポイント】
連携を通して、地域の高齢者のきめやかなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

(出典) 全国社会福祉協議会「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」報告書 (平成30年度社会福祉推進事業) ・東京都、大阪府の各社会福祉協議会ホームページ等

「骨太の方針2021」における社会福祉充実財産の積極的な活用について

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)においては、社会福祉充実財産の積極的な活用について、以下の内容が盛り込まれたこと。

(求職者支援制度等のセーフティネットの強化)
～ 前略 ～
非正規雇用労働者等やフリーランスといった経済・雇用情勢の影響を受けやすい方へのセーフティネットについて、生活困窮者自立支援制度や空き家等を活用した住宅支援の強化を含めその在り方を検討するとともに、被用者保険の更なる適用拡大を推進する。社会福祉法人の「社会福祉充実財産」を地域公益事業に積極的に振り向ける方を講ずる。～ 後略 ～

○ これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、生活困窮に至る方々の増加などを踏まえ、コロナ禍において社会福祉法人がこうした方々への支援に一層協力をし欲しいという考えが背景。

○ 閣議決定を踏まえ、厚生労働省においては、今後対応を検討。

令和2年度における社会福祉充実財産の状況について

○ 令和2年度における社会福祉充実財産の策定状況等について、所轄庁を通じて、令和2年10月1日時点で調査(※)した。

- ・社会福祉充実計画を有する法人は、2,001法人(社会福祉法人全体の9.5%)で前年度より減少。
- ・社会福祉充実計画を有する法人のうち、事業内容が明らかなる法人の社会福祉充実財産の総額は4,132億円、前年度より414億円の増。

(※)調査対象は、令和2年10月1日現在において、社会福祉法人の役員報酬等電子開示システムが導入されている社会福祉法人(以下「調査対象法人」という)に限る。調査対象法人は、令和2年10月1日現在において、社会福祉法人の役員報酬等電子開示システムが導入されている社会福祉法人に限る。調査対象法人は、令和2年10月1日現在において、社会福祉法人の役員報酬等電子開示システムが導入されている社会福祉法人に限る。

1. 社会福祉充実計画の有無

令和2年度 N=1,833法人 令和元年度 N=2,043法人 平成30年度 N=2,192法人

令和2年度 令和元年度 平成30年度

調査対象法人 2,001法人 (9.5%) 2,043法人 (9.5%) 2,192法人 (9.5%)

調査対象法人 1,833法人 (8.7%) 2,043法人 (9.5%) 2,192法人 (9.5%)

調査対象法人 1,833法人 (8.7%) 2,043法人 (9.5%) 2,192法人 (9.5%)

2. 社会福祉充実計画の事業内別事業・事業別内訳

令和2年度 N=1,833法人 令和元年度 N=2,043法人 平成30年度 N=2,192法人

事業内別事業 事業別内訳

令和2年度 令和元年度 平成30年度

調査対象法人 2,001法人 (9.5%) 2,043法人 (9.5%) 2,192法人 (9.5%)

調査対象法人 1,833法人 (8.7%) 2,043法人 (9.5%) 2,192法人 (9.5%)

調査対象法人 1,833法人 (8.7%) 2,043法人 (9.5%) 2,192法人 (9.5%)

3. 社会福祉連携推進法人制度における重層的支援体制整備事業の拡充の可能性

令和2年度における社会福祉充実財産の策定状況等について、所轄庁を通じて、令和2年10月1日時点で調査(※)した。

- ・社会福祉充実計画を有する法人は、2,001法人(社会福祉法人全体の9.5%)で前年度より減少。
- ・社会福祉充実計画を有する法人のうち、事業内容が明らかなる法人の社会福祉充実財産の総額は4,132億円、前年度より414億円の増。

(※)調査対象は、令和2年10月1日現在において、社会福祉法人の役員報酬等電子開示システムが導入されている社会福祉法人(以下「調査対象法人」という)に限る。調査対象法人は、令和2年10月1日現在において、社会福祉法人の役員報酬等電子開示システムが導入されている社会福祉法人に限る。調査対象法人は、令和2年10月1日現在において、社会福祉法人の役員報酬等電子開示システムが導入されている社会福祉法人に限る。



社会福祉法人の経営のあり方

早稲田大学 准教授 松原 由美 博士（福祉経営 日本福祉大学）

はじめに 自己紹介

- ・ 慶應ビジネススクール修了後、金融系シンクタンクに20年間勤務し、2016年から早稲田大学

早稲田大学以外の公的活動

厚生労働省 社会保障審議会 医療部会 委員

厚生労働省 社会保障審議会 福祉部会 委員

神奈川県公益認定等審議会 委員

新宿区高齢者保健福祉推進協議会 会長 など 他多数

I 社会福祉連携推進法人とは

1. 社会福祉連携推進法人に関する政策動向

- ・ 2013年「社会保障制度改革国民会議報告書」
はじめて非営利型ホールディングカンパニーが提案される
- ・ 2014年「日本再興戦略改訂2014」
医療法人や社会福祉法人を対象とした非営利型ホールディングカンパニー型法人制度創設が閣議決定
- ・ 2015年「医療法の一部を改正する法律」 地域医療連携推進法人
- ・ 2017年 厚生労働省 社会法人制度改革施行
- ・ 2019年 未来投資会議「経済政策の方向性に関する中間整理」
経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討
- ・ 2019年 厚生労働省「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」
- ・ 2019年 戦略フォローアップ（閣議決定）
大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の（中略）好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。
- ・ 2020年 厚生労働省「社会福祉法人の事業拡大等に関する事業研究報告書」
- ・ 2020年 厚生労働省「社会福祉法人の事業展開等に係るガイドラインについて」
- ・ 2020年 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号） 交付
- ・ 2020年 厚生労働省「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」

2. 社会福祉連携推進法人設立の目的

社会福祉法人間の連携方法

「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」

「合併、事業譲渡」

に加え、新たな選択肢の一つ

3. 社会福祉連携推進法人の具体的中身

社会福祉事業に取組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する法人

【社員総会】
（連携法人に関する重要事項の議決機関）
原則1社員1議決権
議決権の過半数は社員の社員が持つ

↑
連携推進法人の業務を執行
【理事会】
理事6名・監事2名以上
代表理事1名を選出

意見具申
（社員総会、理事会は意見を尊重）

【社会福祉連携推進評議会】
少なくとも3人以上

社会福祉連携推進業務

- ①地域福祉支援業務
 - ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ②災害時支援業務
 - ・ 応急物資の備蓄・提供、被災施設利用者の移送、BCP策定支援等
- ③経営支援業務
 - ・ 社会福祉事業の経営に関するコンサルティング、財務状況の分析・助言、事務処理代行等
- ④貸付業務
 - ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ⑤人材確保等業務
 - ・ 採用・募集の共同実施、人事交流の調整、研修の共同実施等
- ⑥物資等供給業務
 - ・ 設備、物資の共同購入、給食の供給等

*租税に関する申告や書類の作成等は、税理士法に基づき実施できない。社会保険労務士法別表第1に規定された労働基準法や職業安定法等に基づく書類の作成や手続き等は実施できない。

- ・社会福祉連携推進法人は、法第132条第4項の規定により、社会福祉事業を行うことはできない
- ・ただし、対象者を社員の従業員の家族に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環として整理できるため、人材確保等業務として実施可能。例：保育
- ・社会福祉連携推進法人は、社会福祉推進連携業務以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能
(事業規模が社会福祉連携推進法人の事業規模の過半に満たないもの)

業務運営にかかる費用はどう賄うのか

- 1) 社員からの以下の拠出から賄う

① 入会金

② 会費

社福は社会福祉連携推進業務等を通じ便宜を受けることから対価性があるとして法人

外流出には当たらない

③ 業務委託費

- 2) 寄付

地域医療連携推進法人との違いからみた社会福祉連携推進法人の特色

① 営利組織が社員になれる

- ・連携法人の社員は、社会福祉事業を実施している事業者、社会福祉従事者の養成施設、連携業務に関する業務を行う者とされ、営利、非営利を問わない。医療事業では営利組織参入が禁止されているため、地域医療連携推進法人に参加できるのは非営利組織のみである。これに対し福祉事業では一部事業を除き営利組織も提供できることから、連携法人へ営利組織も社員として参加することができる。ただ社会福祉法人の経営基盤を強化するための連携・協働化の選択肢を増やす主旨で設立された背景から、社員の過半数が社会福祉法人であることは必須

② 連携法人の活動区域が法人の自主性に任されており、全国を対象としても良い

- ・地域医療連携推進法人は、地域医療構想という地域の医療提供体制を確保・構築するための選択肢として制定された主旨から、あくまで地域の医療構想区域に限定

③ 地域医療連携推進法人のように出資して子会社を持つことができない

社会福祉連携推進法人のメリット

大規模法人のメリットを法人の自治を保ちながら享受できること

例1 人材の採用、教育の連携

最新の教育体制や相談体制の構築

就職活動する者からみた魅力

技能実習の管理団体になれる

例2 共同購入

例3 理念を共有した法人間の相互支援や連携

特に災害時

例4 NPOなど他の非営利組織や営利組織との協働

例5 マーケティングを効果的に実施しやすい

過去10年を振り返っただけでも・・・

- ・東日本大震災（2011年）
- ・熊本地震（2016年）
- ・九州北部の集中豪雨（2019年）
- ・房総半島台風（2019年）
- ・新型コロナウイルス（2020年）

BCP（事業継続計画）の策定が当然の時代へ

- ・自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

教育訓練・能力開発制度の向上が急務

- ・2019年度「介護労働実態調査」によれば、「教育訓練・能力開発のあり方」の満足度が全項目中最も低い
- ・頭脳労働は高いモチベーションを生じやすくなる

【参考】ハーズバーグの二要因論

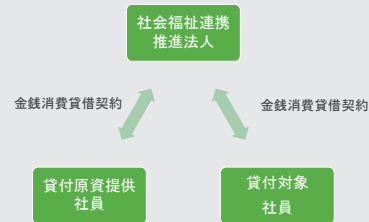
極端な「不満足」を招いた要因 (衛生要因)	極端な「満足」を招いた要因 (動機付け要因)
会社の方針と管理 監督 監督者との関係 労働条件 給与 同僚との関係 個人生活 部下との関係 身分 保障	達成 承認 仕事そのもの 責任 昇進 成長

(出典) フレデリック・ハーズバーグ「モチベーションとは何か」『新版動機づけの力 モチベーションの理論と実践』ダイヤモンド社、2009年 17頁を参考に作成

社会福祉連携推進法人でなければならないことは何か？

- ・ 貸付
- ・ 技能実習の管理団体になれること

貸付業務



社会福祉連携推進法人が行う貸付業務等の内容と要件

- ・ 貸付原資を提供する社員について
 - 貸金業法に触れる→営利企業は実質的に不可
 - * 営利企業は社会福祉連携推進法人に寄付できるが寄付を原資に貸付はできない
- ・ 貸付原資の上限
 - 直近3過年度の本部拠点の事業活動計算書における投機活動増減差額の平均
- ・ 貸付期間
 - 3年を限度
- ・ 貸付金利
 - 無利子または適正な利率
- ・ 所轄庁の認定、評議員会での意見聴取、理事会・社員総会の承認といった手続きの厳格化

社会福祉連携推進法人の貸付フロー

- ① 貸付当事者全員による検討
- ② 社会福祉連携推進法人、貸付原資提供社員、貸付対象社員の理事会、評議員会での意思決定
- ③ 社会福祉連携推進方針の所轄庁への認定申請
- ④ 所轄庁による認定
- ⑤ 社会福祉連携推進法人と貸付原資提供社員との間の貸付契約の締結
- ⑥ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との間の貸付契約の締結
- ⑦ 社会福祉連携推進法人から貸付対象社員への貸付
- ⑧ 貸付対象社員から社会福祉連携推進法人への報告
- ⑨ 貸付対象社員から社会福祉連携推進法人への返済、社会福祉連携推進法人から貸付原資提供社員への返済
- ⑩ 社会福祉連携推進方針変更の所轄庁への認定申請

貸付自体はメリットになるのか？

社会福祉連携推進法人の留意点

連携法人が規模の拡大や利益を目的化したり、法人にとって都合の良い利用者を選択するなどが生じれば、社会福祉法人としての存在意義を失う惧れがある

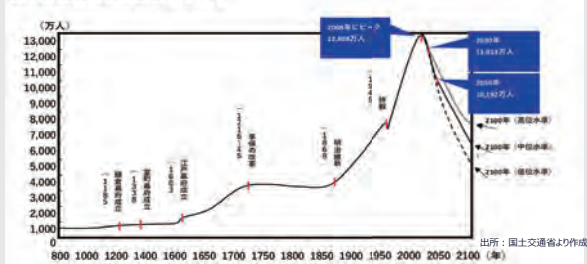
- ・ 人口激減、財政苦、度重なる災害続きの状況で、生産性の向上を含めた経営効率、質の向上、地域福祉の向上を進めざるを得ない中、社会福祉連携推進法人は検討の余地あり
- ・ 社会福祉連携推進法人の立ち上げへの支援策の活用 補助やICT等

Ⅱ 社会福祉法人をとりまく環境と経営のあり方

1. コロナ禍における福祉事業の現状と課題

(1) 人口動態

日本の総人口の長期的トレンド



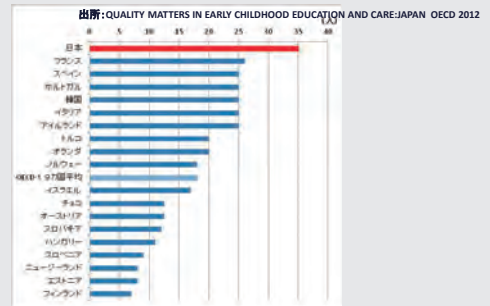
- ・ ジェットコースター並みの人口減少
- ↓
- ・ 需要の減少と担い手の大幅な減少
- ・ 一方で従来の福祉の枠に収まらない福祉ニーズの拡大
- ・ 財源の問題

いかに地域福祉を守るか

(2) 日本の福祉の状況

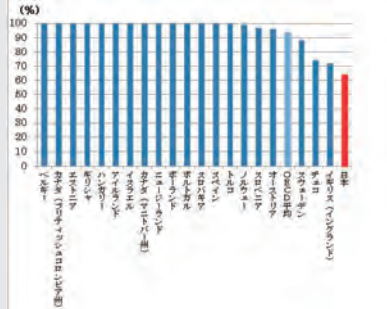
- ・ 日本の将来を背負う子供の状況を中心に

OECD19カ国における法令による幼稚園のスタッフ1人当たり子ども数(3歳から就学前)



OECD各国における保育士・幼稚園教員賃金の小学校教員賃金に対する割合

出所: QUALITY MATTERS IN EARLY CHILDHOOD EDUCATION AND CARE: JAPAN OECD 2012



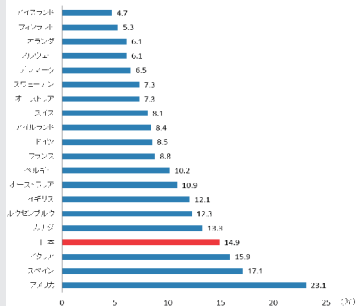
少子高齢社会で膨大な待機児童
保育士不足

わが国の子どもの6人に1人が
相対的貧困に該当

相対的貧困: 等価可処分所得(再分配後の世帯可処分所得を世帯人数で調整した所得)の中央値の50%以下で暮らすこと

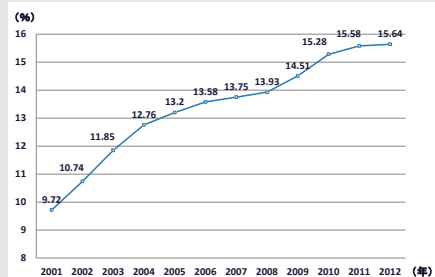
先進20か国の子どもの貧困率

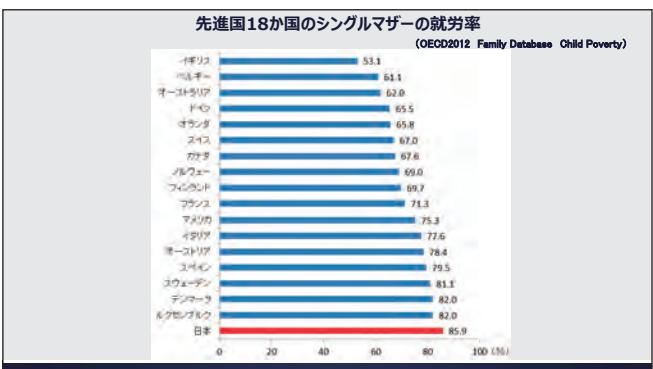
ユニセフ(2012)Measuring child poverty: new league tables of child poverty



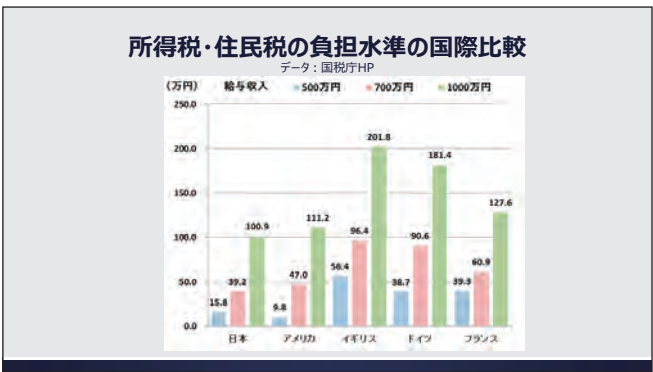
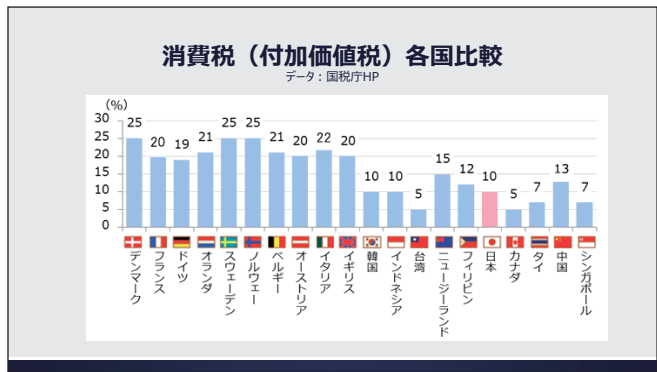
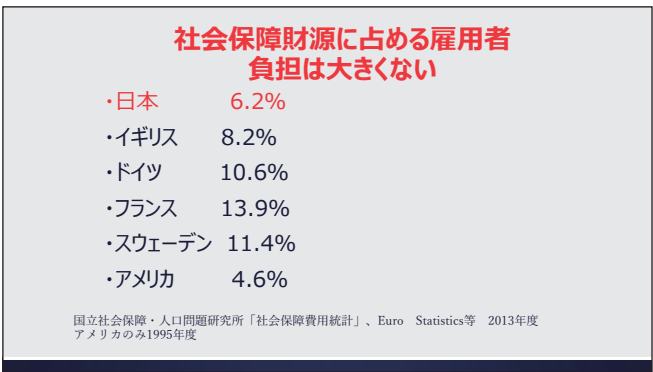
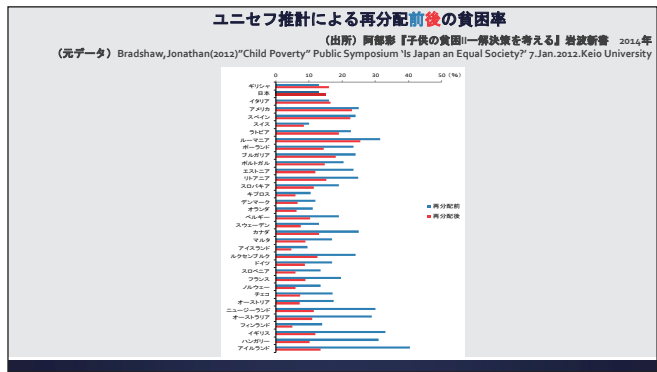
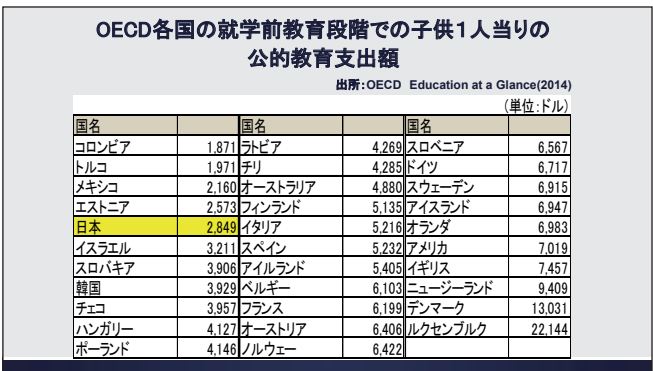
就学援助費の受給率の推移

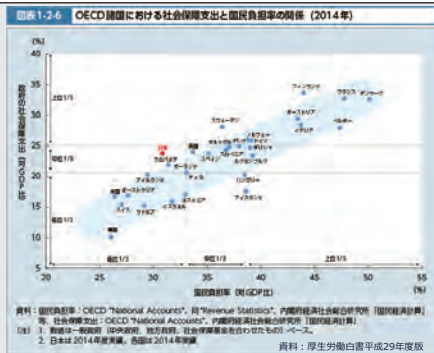
出所: 文部科学省 平成24年度要保護及び準要保護児童生徒数について





**怠け者が貧困に陥っているのではなく、
働いても貧しいワーキングプアの実情が伺われる**





二極化する日本

- ・非正規雇用比率4割
- ・初職が非正規雇用 バブル崩壊前8人に1人 現在4人に1人
- ・貯蓄残高3千万円以上 90年代7% 現在13%
- ・貯蓄ゼロ世帯 90年代7% 現在22.3%
- ・世界における富裕層（不動産除く資産100万ドル以上保有者）の人数
 世界：2008年 860万人→2015年 1,536万人
 日本：2008年 137万人→2105年 272万人

Capgemini and Merrill Lynch Global Wealth Management
 World wealth Report*2009,2016

世論

- ・小さな政府が望ましい
- ・政府に望むのは社会保障の充実と景気対策

矛盾

低所得世帯の乳児発育不全リスク

高所得世帯の1.3倍

北里大学

健康格差の拡大

小泉進次郎「健康ゴールド免許」推奨 自己責任論の拡大



生活習慣病の発症要因

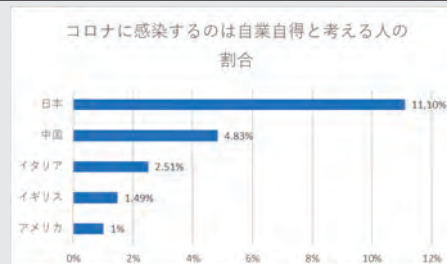
生活習慣要因
 遺伝要因
 外部環境要因



自己責任だけに帰せられない

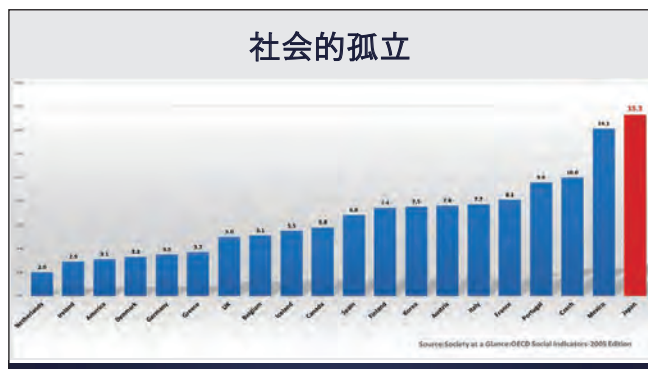
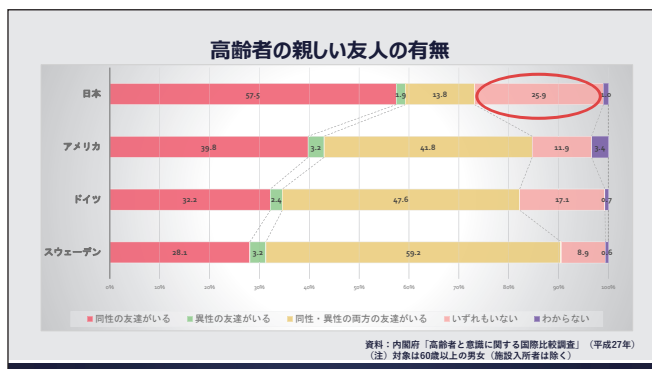
病気になった人は困っている人なのに、
自己責任？

自己管理を怠った悪い人と認識するの？



「自業自得とは全く思わない」と答えた人は、他の4か国は60～70%台だったが、日本は29.25%

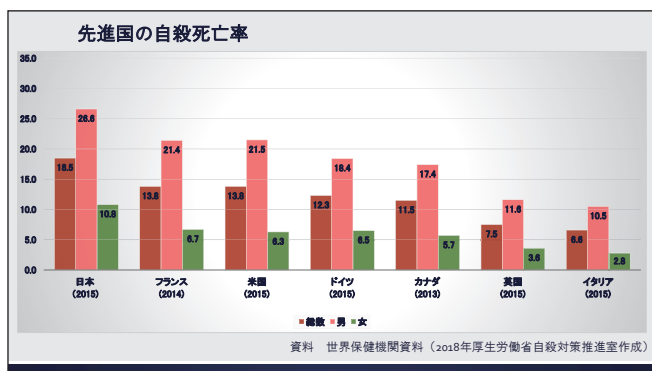
大阪大学 三浦麻子教授らの研究



ひきこもり

- ・満40歳から満64歳までの人口の1.45%に当たる
61.3万人がひきこもり
- ・15～39歳のひきこもりも**54.1万人**
- ・合計**115万人以上**が引きこもりの状態（内閣府 [2018]）

- ・無縁死 年間32,000件（NHK）



福祉を充実させるには

- ・法人税、消費税、所得税、住民税、保険料等、多様な財源の確保が肝要
- ・地域共生社会を目指した地域づくり
- ・福祉への理解促進

（3）世論

- ・コロナ禍で医療事業と福祉事業の重要性が再認識された
- ・医療も含め福祉従事者への感謝
- ・一方で一部に心無い差別が加速

地域住民の意識と行動を変えなければ福祉は継続できない

（4）社会福祉法人の財務状況

- ・社会福祉法人の利益率・・・2.9%

（出所：WAM 2018年度社会福祉法人の経営概況）

（５）社会福祉法人の組織の状況

介護職員が前職を離職した理由トップ３

- ・ 職場の人間関係に問題があったため（２３．３％）
- ・ 結婚、出産、妊娠、育児のため（２０．４％）
- ・ 法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため（１７．４％）

出所：令和元年度介護労働実態調査

- ・ 福祉のマネジメントが問われている

（６）組織に関する対応策

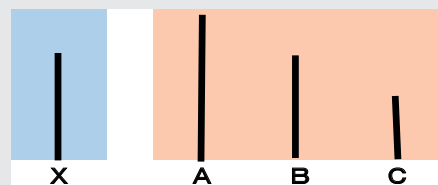
- ・ いかにワクワクする職場にできるか
- ・ いかに知的労働の側面を強めるか

学び続ける組織づくりが肝

集団圧力

個人が周りの人の意見に左右されて自分の意見を変え、周囲に同調する現象

アッシュ研究



心理的安全性の重要性

- ・ 2003年1月16日 スペースシャトル コロンビア号 打ち上げ成功
- ・ 翌日、打ち上げのビデオをチェックしたエンジニアのローシャは、断熱材の問題の可能性に気づき、偵察衛星からの写真を入手する必要性を上司に何度もメール
- ・ 上司はそのメールについてマネジャーには送らず、同僚に話すだけに終わった。「エンジニアはたびたび、自分よりはるかに地位の高い人に意見を具申するなどもつてのほかだ、と言われていました」
- ・ 打ち上げから8日目の定例会議でローシャはもっと偉い人がこの問題を指摘してくれたらと願うだけだった
- ・ それから8日後、コロンビア号は大気圏に再突入する際に炎上、7名の宇宙飛行士全員が死亡

- ・ 心理的安全性の醸成と責任の付与
- ・ 心理的安全性は学び続ける組織の前提条件

地域共生社会の構築 ＝福祉を中心とした地域文化の創造

- ・ 福祉を通じた街づくりの楽しさ
- ・ 人手不足、資金不足の問題をどう解決するか
- ・ エンパワメント

（７）資金に関する対応策

- ・ クラウドファンディングの活用による支援者の獲得
- ・ 必要差額を軸にした経営管理
- ・ 非営利組織の利益概念の普及

信頼の醸成の必要性 例：クラウドファンディング

- ・「クラウド（Crowd）＝人々、大衆」からの「ファンディング（Funding）＝資金調達」、つまり金融の専門家ではない、一般の人々から集める資金調達

古くは・・・たとえば勸進

投資家からみた クラウドファンディングの種類

- ・寄付型：リワードなし
- ・購入型：資金以外のリワードあり
- ・株式型：株式を受け取る
- ・融資型：元本と利子を受け取る
- ・ファンド型：配分を受け取る

株式型、融資型、ファンド型は金融商品取引法の規制対象。融資型とファンド型のプラットフォーム（仲介者）は第二種金融商品取引業の免許が必要。株式型のプラットフォームは第一種少額電子募集取扱業の免許が必要。

寄付型・購入型のメリット

- ・デューデリジェンス（適格審査）はほとんどなし
- ・誰でも利用可能

病棟庭園の改修費 300万円



大阪府三島救命救急センター 人件費 2000万円



写真：レディーフォー

広島県忠海で訪看設立 100万円



写真：レディーフォー

コロナ禍での人件費等 49百万円



写真：永寿総合病院HP

キーワード

共感

社会的課題の解決

クラウドファンディングの課題点

- ・投資家をいかにみつけるか
- ・金銭的には設備投資ニーズに合わないものの、補完的活用の可能性

社会福祉法人、医療法人、って非営利組織っていうけど、儲けてるんじゃないの？
なんて私らがボランティアしたり、寄付せなあかんの？

- ・福祉事業の目的は何か
存在意義の発揮の支援
- ・福祉事業の特質は何か
広い意味の公的資金で事業費が賄われている
説明責任 透明性

- ・非営利組織である社会福祉法人のファイナンスリテラシーが求められる

説明責任
誤解を解く

非営利組織の利益概念の普及

利益の概念

$$\text{利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

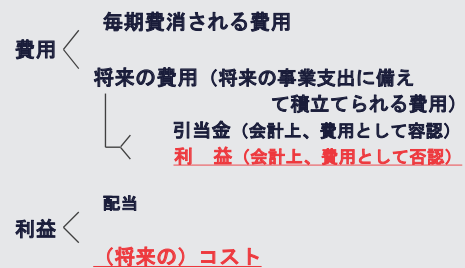
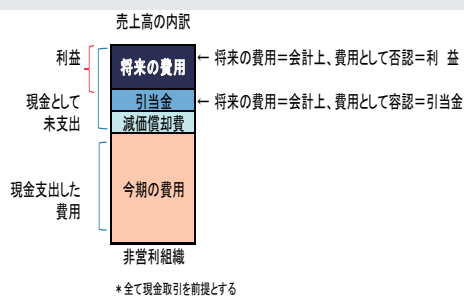


図1 非営利組織の利益概念



利益の要件
①収益マイナス費用の差額
②処分自由
配当
将来のコスト

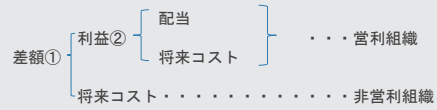
営利組織の利益と非営利組織の差額は計算式は同じだが、実質が異なるのではないか。それを同一視するから混乱しているのではないか。

非営利組織会計で利益と呼称しないのは何故か

	社会福祉法人会計基準	公益法人会計基準	医療法人会計基準	NPO法人会計基準
差額の呼称	当期活動増減差額	正味財産増減額	当期純利益（損失）	当期正味財産増減額
根拠法	社会福祉法第44条	認定法施行規則第12条	医療法第51条	特定非営利活動促進法第27条
財務諸表	事業活動計算書	正味財産増減計算書	損益計算書	活動計算書
（計算書類）	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表
	資金収支計算書	キャッシュフロー計算書		
	財産目録		財産目録	財産目録

松原由美「非営利組織の利益概念」『会計理論学会年報』第34号 2020年

図1 差額の取扱い



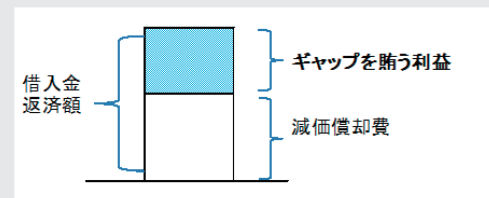
* ①は差額の捉え方、②は利益の使途

（出所）松原由美〔2020〕「非営利組織の利益概念に関する一考察 ―福祉事業を中心に―」『会計理論学会年報』No34、118頁

必要差額

- ・議論の余地があるところだが、代表例として再生産コストを賄う差額が挙げられる。
- ・再生産コストは、本来減価償却費で賄うものだが、現実にはそれだけでは不足する
- ・再生産コストのうち、減価償却費だけでは賄えない部分が必要差額
 - i) 借入金返済額と減価償却費とのキャッシュフロー不足（ギャップ）
 - ii) 当初建設費（現行施設の建設費）と比べた次期建設費の増加分（α）

ギャップを賄う利益の概念図



Gを賄う差額の例

- ・1000百万円の建設費
- ・減価償却期間40年
- ・資金調達内訳 借入60%（借入金600百万円）
自己資金40%
- ・借入期間20年
- ・借入返済額/年 30百万円
- ・減価償却費/年 25百万円

参考

前提			
株主払込金	100		
利益剰余金	1000		
銀行借入	400	工場建設	800
工場	700		
設備投資前の姿		設備投資後の姿	
借方	貸方	借方	貸方
現預金 800	借入金 400	現預金 0	借入金 400
建物 700	資本金 100	建物 1500	資本金 100
	利益剰余金 1000		利益剰余金 1000
資産合計 1500	負債純資産合計 1500	資産合計 1500	負債純資産合計 1500

(8)地域レベルの対応策

- ・地域住民へのアカウンタビリティ
- ・福祉を通じた街づくり＝地域文化の醸成
 - 人が集まる工夫
 - 矛盾するようだが福祉を前面に出さない
 - 楽しさ
 - ユーモア
- ・業界団体としての政策提言

信頼の醸成

高校生の将来つきたい職業

第8位 福祉の仕事

『高校生白書Web版 2021年8月調査』

地域財産としての社会福祉法人の存在意義を発揮する

